

計画素案の案（令和6年11月6日時点）からの主な変更内容について

| No | 頁 | 該当箇所 | 変更前 | 変更後 |
|----|----|---|--|--|
| 1 | 29 | 第2章 4立川市第3次特別支援教育実施計画の振り返り 基本施策2 「成果と課題」 | 特別支援学級及び特別支援教室等で教育的支援を受けている <u>全児童・生徒</u> について「個別指導計画」を作成し指導への活用を行いました。また、 <u>特別支援学級に在籍する児童・生徒及び学校介助員を配置する児童・生徒すべてについて、「学校生活支援シート」を作成し活用しました。</u> 「学校生活支援シート」及び「個別指導計画」を年度当初から活用できるよう、運用方法を改善し、校長会、連絡会、研修会等を通して、適切な運用方法について周知していく必要があります。 | 特別支援学級及び特別支援教室等で教育的支援を受けている児童・生徒及び学校介助員を配置する児童・生徒に、 <u>「学校生活支援シート」や「個別指導計画」を作成し、適切な指導及び必要な支援につなげました。</u> 「学校生活支援シート」及び「個別指導計画」を年度当初から、 <u>また不登校等で学校に通えていない状態であっても活用できるよう、運用方法を改善し、校長会、連絡会、研修会等を通して、適切な運用方法について周知していく必要があります。</u> |
| 2 | 34 | 第3章 2計画の体系図 基本施策1 取組項目2 | 発達障害等のある児童・生徒に対する <u>切れ目のない支援体制の充実</u> | 発達障害等のある児童・生徒に対する支援体制の充実 |
| 3 | 34 | 第3章 2計画の体系図 基本施策6 | 就学相談 | <u>切れ目のない</u> 就学相談 |
| 4 | 34 | 第3章 2計画の体系図 基本施策7 | 教育相談 | <u>切れ目のない</u> 教育相談 |
| 5 | 35 | 第4章 基本方針1 基本施策1 | 障害の有無に関わらず、共に学び合い理解し合うこと <u>の理念</u> を追求しつつ、 <u>連続性のある多様な学びの場</u> を用意し、 | 障害の有無に関わらず、共に学び合い理解し合うことを追求しつつ、 <u>小中学校における通常の学級や通級による指導、特別支援学級</u> といった連続性のある多様な学びの場を用意し、 |
| 6 | 35 | 第4章 基本方針1 基本施策1 取組項目1 | 新たに <u>中学校への自閉症・情緒障害特別支援学級の設置に向けた検討</u> を進めます。 | 新たに <u>中学校自閉症・情緒障害特別支援学級</u> を開設します。 |

| No | 頁 | 該当箇所 | 変更前 | 変更後 |
|----|----|---|--|--|
| 7 | 36 | 第4章 基本方針1 基本施策1 取組項目2 | 取組項目2 発達障害等のある児童・生徒に対する <u>切れ目のない</u> 支援体制の充実 就学後も柔軟に学びの場を変更できるよう、児童・生徒の状況等に応じた <u>切れ目のない</u> 支援体制の充実について検討を進めます。 | 取組項目2 発達障害等のある児童・生徒に対する支援体制の充実 就学後も柔軟に学びの場を変更できるよう、児童・生徒の状況等に応じた支援体制の充実について検討を進めます。 |
| 8 | 36 | 第4章 基本方針1 基本施策1 取組項目2 主な取組 | ● 児童・生徒の発達 の程度 <u>等の客観的な把握のため</u> 、心理士等の専門家の派遣を行います。 | ● 児童・生徒の発達 の程度 <u>等を客観的に把握するとともに</u> 、 <u>適切な環境整備や指導・支援の手立てについて助言するため</u> 、心理士等の専門家の派遣を行うほか、 <u>保育所等訪問支援等</u> を活用します。 |
| 9 | 36 | 第4章 基本方針1 基本施策1 取組項目2 主な取組 | ● 通常の学級において、障害による生活や学習上の支援を必要とする児童・生徒 に対し <u>、学校支援員等を適切に配置</u> します。 | ● 通常の学級において、障害による生活や学習上の支援を必要とする児童・生徒 が過 <u>ごしやすいよう</u> 、学校支援員等を適切に配置します。 |
| 10 | 38 | 第4章 基本方針2 基本施策3 取組項目5 主な取組 | ● 特別支援学校のセンター的機能 を活用 <u>した専門性向上を支援</u> し、医療や心理、教育等の専門家を派遣した研修を実施します。 | ● <u>学校におけるニーズに応じた研修を実施するために</u> 、特別支援学校のセンター的機能の活用や、医療や心理、教育等の専門家を派遣した研修 を実施 <u>できる体制を整備</u> します。 |
| 11 | 39 | 第4章 基本方針2 基本施策4 取組項目7 主な取組 | ● 障害による困難さに応じた指導について、ICT機器の活用事例を市内小中学校で共有します。 | ● 障害による学習の困難さに応じた指導について、ICT機器の活用事例を市内小中学校で共有します。 |
| 12 | 41 | 第4章 基本方針2 基本施策5 取組項目10 主な取組 | ● 特別支援教育に関するリーフレット・広報誌の配布や市ホームページでの情報発信、特別支援教育や共生社会等をテーマとする講演会を実施します。 | ● 特別支援教育 や障害のある児童・生徒の保護者支援等 <u>に関するリーフレット・広報誌の配布や市ホームページでの情報発信を行います。</u> また、 <u>特別支援教育や共生社会等をテーマとする講演会</u> を実施します。 |

| No | 頁 | 該当箇所 | 変更前 | 変更後 |
|----|----|---|--|--|
| 13 | 41 | 第4章 基本方針2 基本施策5 取組項目10 主な取組 | | ● <u>医療や福祉、学校関係機関、庁内関係部署等との連絡会や、地域の関係団体との意見交換会等を通じて、障害のある児童・生徒を取り巻く地域の実態などに応じた課題等について理解の共有を図ります。</u> |
| 14 | 42 | 第4章 基本方針3 課題 | 子どもや保護者の不安や悩みの解消につなげていくために <u>就学相談・教育相談機能の充実に取り組むとともに、</u> | 子どもや保護者の不安や悩みの解消につなげていくために <u>切れ目のない就学相談・教育相談機能の充実に取り組むとともに、</u> |
| 15 | 42 | 第4章 基本方針3 基本施策6 | 基本施策6 <u>就学相談</u> 多様な関係機関との連携体制をより一層充実させていきます。 | 基本施策6 <u>切れ目のない就学相談</u> 多様な関係機関との <u>切れ目のない</u> 連携体制をより一層充実させていきます。 |
| 16 | 43 | 第4章 基本方針3 基本施策6 取組項目12 | 就学における児童・生徒の <u>適切な支援</u> につなげます。 | 就学における児童・生徒の <u>切れ目のない支援</u> につなげます。 |
| 17 | 43 | 第4章 基本方針3 基本施策6 取組項目12 主な取組 | 就学前機関から小学校へなどの情報の引継ぎが適切かつ円滑に進むよう、 | 就学前の相談や検診等の情報を、 <u>小学校等へ適切かつ円滑に引き継げるよう、</u> |
| 18 | 43 | 第4章 基本方針3 基本施策7 | 基本施策7 <u>教育相談</u> 多様な関係機関との連携を充実し、 | 基本施策7 <u>切れ目のない教育相談</u> 多様な関係機関との <u>切れ目のない</u> 連携を充実し、 |
| 19 | 43 | 第4章 基本方針3 基本施策7 取組項目13 主な取組 | ● <u>学校からの要請に基づき学校へ心理士を派遣し、児童・生徒の見立て、助言を行い、教員を支援します。</u> | ● <u>学校からの要請に基づき学校へ心理士を派遣し、児童・生徒の見立てや教員への助言を行うとともに、学校と保護者の連携に向けた支援を行います。</u> |

| No | 頁 | 該当箇所 | 変更前 | 変更後 |
|----|----|---|--|--|
| 20 | 44 | 第4章 基本方針3 基本施策7 取組項目14 主な取組 | ● 定期的に教育支援センターと情報交換会を開催し、不登校の児童・生徒について情報共有を行い、適切な支援につなげます。 | ● <u>教育相談員が、児童・生徒の状況や様子を伺い、不登校等に対する支援を一緒に考えるとともに、定期的に教育支援センター等と情報交換会を開催し、不登校の児童・生徒について情報共有を行い、適切な支援につなげます。</u> |